

## 札幌市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書

札幌市（以下「甲」という。）と社団法人札幌市医師会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害が発生した場合の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

### 【総則】

第1条 この協定は、札幌市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 【医療救護班の要請及び派遣】

第2条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲の要請を受けた場合は、直ちに、医師、看護師等からなる医療救護班を編成し、甲が各区に設置する応急救護センター等に派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲による要請を待つことができないと判断した時は、前項に規定する医療救護班の派遣を行うものとする。

4 乙が前項の規定により医療救護班の派遣を行った場合は、速やかに甲に報告するものとする。

### 【災害医療救護計画の策定及び提出】

第3条 乙は、前条の規定による医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき策定した災害医療救護計画の内容を変更したときは、変更事項を速やかに甲に提出するものとする。

### 【医療救護班の活動場所】

第4条 医療救護班は、応急救護センター等に出動した後、甲が設置した救護所等において、あらかじめ策定した災害医療救護計画に基づき医療救護活動を行うものとする。

### 【救護所】

第5条 甲は、災害の状況に応じて応急救護センター及び避難所等に救護所を設置する。

2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めたときは、被災地周辺の医療施設等に乙及び乙の会員の協力を得て救護所を設置する。

### 【医療救護班の業務】

第6条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する診断及び応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 助産

- (4) 死亡の確認等
- (5) その他必要な業務

#### 【指揮命令及び連絡調整】

第7条 医療救護班に対する指揮命令は、応急救護センターの長（以下「指揮命令者」という。）が行うものとする。この場合において、指揮命令者は、医療救護班の意見を尊重するものとする。

- 2 医療救護班の医療救護活動に係わる連絡調整は、指揮命令者が指定する者が行うものとする。

#### 【医薬品・衛生資材等の供給】

第8条 医療救護班は、原則として甲が調達する医薬品、衛生資材等を使用するものとする。ただし、緊急の場合には、医療救護班が携行したものを使用するものとする。

- 2 医療救護班が使用する医薬品、衛生資材等の補給・輸送は、原則として甲が行うものとする。

#### 【医療費】

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

- 2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、その法律の定めるところによる。

#### 【費用弁償等】

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の派遣に伴うもの

- ア 医療救護班の派遣に要する人件費及び諸経費

- イ 医療救護班が携行した医薬品、衛生資材等を使用した場合の実費

- ウ 医療救護班の医師、看護師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

- (2) 防災訓練時における医療救護活動に伴う前号に定める経費

- 2 前項の規定による費用弁償等の額については実費弁償によるものを除き、甲、乙協議のうえ、別に定めるものとする。

#### 【医事紛争の措置】

第11条 この協定により実施した医療救護活動に関して、患者との間に医事紛争が発生した場合、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

【防災訓練】

第12条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するものとする。

【実施細目】

第13条 この協定を実施するため甲乙協議して実施細目を定めるものとする。

【協議】

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

【有効期限】

第15条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成17年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了前1月前までに甲、乙いずれからも何らの意志表示もないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成16年3月17日

甲 札幌市中央区北1条西2丁目  
札幌市  
札幌市長 上田 文雄

乙 札幌市中央区大通西19丁目  
社団法人 札幌市医師会  
会 長 上埜 光紀

## 札幌市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定実施細目書

札幌市（以下「甲」という。）と社団法人札幌市医師会（以下「乙」という。）とは、平成16年3月17日、甲乙間で締結した札幌市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第13条に基づき、次のとおり実施細目を定める。

### 【医療救護班の要請】

- 第1条 協定書第2条の規定による要請は、災害時における医療救護活動の協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するため文書により難しい場合は、電話、ファクス等で行うものとする。
- 2 甲は、前項ただし書の規定により要請した場合、乙に対し、速やかに文書を交付するものとする。

### 【医療救護活動の報告と費用弁償等の請求】

- 第2条 乙は、協定書第10条の定めによる費用弁償等の請求については、医療救護活動終了後速やかに、次の各号の規定により一括して甲に報告、請求するものとする。
- (1) 医療救護班派遣にかかる費用弁償は、費用弁償等請求書（様式第2号）に各医療救護班ごとの医療救護班活動報告書（様式第3号）及び医療救護班診療記録（様式第4号）を添えて請求するものとする。
  - (2) 医療救護班が携行した医薬品、衛生資材等を使用した場合の実費弁償は、前号に掲げる様式のほか、医薬品、衛生資材等使用報告書（様式第5号）を添えて請求するものとする。
  - (3) 医療救護班の医師、看護師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、速やかに事故報告書（様式第6号）及び医療救護活動に係わる事故等の概要（様式第7号）により報告するものとする。
  - (4) 甲が実施する防災訓練に参加する医療救護班にかかる費用弁償等については、前各号の規定を準用するものとする。
  - (5) 救護所を設置した医療施設において医療救護活動により生じた施設、設備等の損傷にかかる実費弁償は、第1号に掲げる様式のほか、物件損傷報告書（様式第8号）を添えて請求するものとする。
  - (6) 前各号に定めるもののほか、医療救護活動のために必要となる様式については、災害救助法施行細則（昭和31年北海道規則第142号）に定める様式を準用するものとする。

### 【医療救護従事者の費用弁償】

- 第3条 協定書第10条第1項第1号に規定する経費の費用弁償の額は、北海道災害救助法施行細則（昭和31年北海道規則第142号）第37条の規定を準用する。

#### 【費用弁償等の支払い】

第4条 甲は、第2条の規定より報告及び請求された費用弁償請求の内容が適当であると認めるときは、速やかに乙に支払うものとする。

#### 【扶助費】

第5条 協定書第10条第1項第1号ウに定める扶助費の額は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に準ずるものとする。

#### 【防災訓練参加費】

第6条 協定書第10条第1項第2号に定める防災訓練時における医療救護活動に伴う経費のうち人件費の額は、前3条に規定する額と同額とする。

#### 【未収金の処理】

第7条 甲は、転送された後方医療施設において、災害時の医療救護活動にかかる医療費の未収が生じたときは、支払い義務者に対する調査を行ったうえ支払不能の事情が判明した場合は、当該未収金につき支払い義務者に代わって支払うものとする。

#### 【医事紛争の責任】

第8条 協定書第11条における医事紛争のその後の処理及びすべての賠償は、甲の責任においてこれを行い、乙又は医療救護活動に従事した者（以下「丙」という。）は故意又は著しく重大な過失がない限り責を負わないものとする。

2 甲は、医事紛争において乙又は丙が自ら処理し出損したときは、乙又は丙に故意又は著しく重大な過失が存する場合を除き、その求償に応じなければならない。

#### 【医事紛争に関わる損害補償】

第9条 協定書第11条における医事紛争に関連して、乙又は丙が開業上の損害を被った場合は、甲は、損害を補償し、又はそのおそれがあるときは、防止するための措置を講ずるものとする。ただし、乙又は丙に故意又は著しく重大な過失が存する場合は、この限りではない。

2 乙又は丙が損害賠償の訴えを提起された場合は、甲は、訴訟参加等によって乙又は丙に全面的に協力するものとする。

3 前項の場合において、弁護士費用その他当該訴訟等に要した費用は、甲が負担するものとする。ただし、乙又は丙に故意又は著しく重大な過失が存する場合は、この限りではない。

#### 【協議】

第10条 この細目に定めのない事項又はこの細目について疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

【有効期限】

第11条 この細目の有効期限は、細目締結の日から平成17年3月31日までとする。  
ただし、この細目の有効期間終了前1月前までに甲、乙いずれからも何らの意志表示もないときは、期間終了の日の翌日から1年間この細目を更新するものとし、以後も同様とする。

この細目の締結を証するため、本細目書を2通作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成16年3月17日

甲 札幌市中央区北1条西2丁目  
札幌市  
札幌市長 上田 文雄

乙 札幌市中央区大通西19丁目  
社団法人 札幌市医師会  
会 長 上埜 光紀

## 札幌市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書

札幌市（以下「甲」という。）と社団法人札幌歯科医師会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害が発生した場合の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

### 【総則】

第1条 この協定は、札幌市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 【医療救護班の要請及び派遣】

第2条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲の要請を受けた場合は、直ちに、歯科医師、歯科衛生士等からなる医療救護班を編成し、甲が各区に設置する応急救護センター等に派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲による要請を待つことができないと判断した時は、前項に規定する医療救護班の派遣を行うものとする。

4 乙が前項の規定により医療救護班の派遣を行った場合は、速やかに甲に報告するものとする。

### 【災害医療救護計画の策定及び提出】

第3条 乙は、前条の規定による医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき策定した災害医療救護計画の内容を変更したときは、変更事項を速やかに甲に提出するものとする。

### 【医療救護班の活動場所】

第4条 医療救護班は、応急救護センター等に出動した後、甲が設置した救護所等において、あらかじめ策定した災害医療救護計画に基づき医療救護活動を行うものとする。

### 【救護所】

第6条 甲は、災害の状況に応じて応急救護センター及び避難所等に救護所を設置する。

2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めるときは、被災地周辺の医療施設等に乙及び乙の会員の協力を得て救護所を設置する。

### 【医療救護班の業務】

第6条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する診断及び応急処置
- (2) 避難所等における軽易患者に対する歯科医療の実施

- (3) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 死亡の確認等
- (5) その他の必要な業務

#### 【指揮命令及び連絡調整】

第7条 医療救護班に対する指揮命令は、応急救護センターの長（以下「指揮命令者」という。）が行うものとする。この場合において、指揮命令者は、医療救護班の意見を尊重するものとする。

2 医療救護班の医療救護活動に係わる連絡調整は、指揮命令者が指定する者が行うものとする。

#### 【医薬品・衛生資材等の供給】

第8条 医療救護班は、原則として甲が調達する医薬品、衛生資材等を使用するものとする。ただし、緊急の場合には、医療救護班が携行したものを使用するものとする。

2 医療救護班が使用する医薬品、衛生資材等の補給・輸送は、原則として甲が行うものとする。

#### 【医療費】

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、その法律の定めるところによる。

#### 【費用弁償等】

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の派遣に伴うもの

ア 医療救護班の派遣に要する人件費及び諸経費

イ 医療救護班が携行した医薬品、衛生資材等を使用した場合の実費

ウ 医療救護班の歯科医師、歯科衛生士等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 防災訓練時における医療救護活動に伴う前号に定める経費

2 前項の規定による費用弁償等の額については実費弁償によるものを除き、甲、乙協議のうえ、別に定めるものとする。

#### 【医事紛争の措置】

第11条 この協定により実施した医療救護活動に関して、患者との間に医事紛争が発生した場合、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。



【防災訓練】

第12条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するものとする。

【実施細目】

第13条 この協定を実施するため甲乙協議して実施細目を定めるものとする。

【協議】

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

【有効期限】

第15条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成17年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了前1月前までに甲、乙いずれからも何らの意志表示もないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成16年3月25日

甲 札幌市中央区北1条西2丁目  
札幌市  
札幌市長 上田 文雄

乙 札幌市中央区大通西19丁目  
社団法人 札幌歯科医師会  
会 長 鶴岡 一彦

## 札幌市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定実施細目書

札幌市（以下「甲」という。）と社団法人札幌歯科医師会（以下「乙」という。）とは、平成16年3月25日、甲乙間で締結した札幌市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第13条に基づき、次のとおり実施細目を定める。

### 【医療救護班の要請】

- 第1条 協定書第2条の規定による要請は、災害時における医療救護活動の協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するため文書により難しい場合は、電話、ファクス等で行うものとする。
- 2 甲は、前項ただし書の規定により要請した場合、乙に対し、速やかに文書を交付するものとする。

### 【医療救護活動の報告と費用弁償等の請求】

- 第2条 乙は、協定書第10条の定めによる費用弁償等の請求については、医療救護活動終了後速やかに、次の各号の規定により一括して甲に報告、請求するものとする。
- (1) 医療救護班派遣にかかる費用弁償は、費用弁償等請求書（様式第2号）に各医療救護班ごとの医療救護班活動報告書（様式第3号）及び医療救護班診療記録（様式第4号）を添えて請求するものとする。
  - (2) 医療救護班が携行した医薬品、衛生資材等を使用した場合の実費弁償は、前号に掲げる様式のほか、医薬品、衛生資材等使用報告書（様式第5号）を添えて請求するものとする。
  - (3) 医療救護班の歯科医師、歯科衛生士等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、速やかに事故報告書（様式第6号）及び医療救護活動に係わる事故等の概要（様式第7号）により報告するものとする。
  - (4) 甲が実施する防災訓練に参加する医療救護班にかかる費用弁償等については、前各号の規定を準用するものとする。
  - (5) 救護所を設置した医療施設において医療救護活動により生じた施設、設備等の損傷にかかる実費弁償は、第1号に掲げる様式のほか、物件損傷報告書（様式第8号）を添えて請求するものとする。
  - (6) 前各号に定めるもののほか、医療救護活動のために必要となる様式については、災害救助法施行細則（昭和31年北海道規則第142号）に定める様式を準用するものとする。

### 【医療救護従事者の費用弁償】

- 第3条 協定書第10条第1項第1号に規定する経費の費用弁償の額は、北海道災害救助法施行細則（昭和31年北海道規則第142号）第37条の規定を準用する。

#### 【費用弁償等の支払い】

第4条 甲は、第2条の規定より報告及び請求された費用弁償請求の内容が適当であると認めるときは、速やかに乙に支払うものとする。

#### 【扶助費】

第5条 協定書第10条第1項第1号ウに定める扶助費の額は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に準ずるものとする。

#### 【防災訓練参加費】

第6条 協定書第10条第1項第2号に定める防災訓練時における医療救護活動に伴う経費のうち人件費の額は、前3条に規定する額と同額とする。

#### 【未収金の処理】

第7条 甲は、転送された後方医療施設において、災害時の医療救護活動にかかる医療費の未収が生じたときは、支払い義務者に対する調査を行ったうえ支払不能の事情が判明した場合は、当該未収金につき支払い義務者に代わって支払うものとする。

#### 【医事紛争の責任】

第8条 協定書第11条における医事紛争のその後の処理及びすべての賠償は、甲の責任においてこれを行い、乙又は医療救護活動に従事した者（以下「丙」という。）は故意又は著しく重大な過失がない限り責を負わないものとする。

2 甲は、医事紛争において乙又は丙が自ら処理し出損したときは、乙又は丙に故意又は著しく重大な過失が存する場合を除き、その求償に応じなければならない。

#### 【医事紛争に関わる損害補償】

第9条 協定書第11条における医事紛争に関連して、乙又は丙が開業上の損害を被った場合は、甲は、損害を補償し、又はそのおそれがあるときは、防止するための措置を講ずるものとする。ただし、乙又は丙に故意又は著しく重大な過失が存する場合は、この限りではない。

2 乙又は丙が損害賠償の訴えを提起された場合は、甲は、訴訟参加等によって乙又は丙に全面的に協力するものとする。

3 前項の場合において、弁護士費用その他当該訴訟等に要した費用は、甲が負担するものとする。ただし、乙又は丙に故意又は著しく重大な過失が存する場合は、この限りではない。

#### 【協議】

第10条 この細目に定めのない事項又はこの細目について疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

【有効期限】

第11条 この細目の有効期限は、細目締結の日から平成17年3月31日までとする。  
ただし、この細目の有効期間終了前1月前までに甲、乙いずれからも何らの意志表示もないときは、期間終了の日の翌日から1年間この細目を更新するものとし、以後も同様とする。

この細目の締結を証するため、本細目書を2通作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成16年3月25日

甲 札幌市中央区北1条西2丁目  
札幌市  
札幌市長 上田 文雄

乙 札幌市中央区南7条西10丁目  
社団法人 札幌歯科医師会  
会 長 鶴岡 一彦

## 札幌市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書

札幌市（以下「甲」という。）と社団法人札幌薬剤師会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害が発生した場合の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

### 【総則】

第1条 この協定は、札幌市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 【薬剤師の要請及び派遣】

第2条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲の要請を受けた場合は、直ちに、甲が各区に設置する応急救護センター等に派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲による要請を待つことができないと判断した時は、前項に規定する薬剤師からなる医療救護班の派遣を行うものとする。

4 乙が前項の規定により医療救護班の派遣を行った場合は、速やかに甲に報告するものとする。

### 【災害医療救護計画の策定及び提出】

第3条 乙は、前条の規定による医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき策定した災害医療救護計画の内容を変更したときは、変更事項を速やかに甲に提出するものとする。

### 【医療救護班の活動場所】

第4条 医療救護班は、応急救護センター等に出動した後、甲が設置した救護所等において、あらかじめ策定した災害医療救護計画に基づき医療救護活動を行うものとする。

### 【救護所】

第7条 甲は、災害の状況に応じて応急救護センター及び避難所等に救護所を設置する。

### 【業務】

第6条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における医師の処方に基づく調剤及び服薬指導
- (2) 医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け及び管理
- (5) その他医療救護班の指揮者が指示する事項
- (6) その他必要な業務

### 【指揮命令及び連絡調整】

第7条 医療救護班に対する指揮命令は、応急救護センターの長（以下「指揮命令者」という。）が行うものとする。

2 医療救護班の医療救護活動に係わる連絡調整は、指揮命令者が指定する者が行うものとする。

### 【医薬品・衛生資材等の供給】

第8条 医療救護班は、原則として甲が調達する医薬品、衛生資材等を使用するものとする。ただし、緊急の場合には、医療救護班が携行したものを使用するものとする。

2 医療救護班が使用する医薬品、衛生資材等の補給・輸送は、原則として甲が行うものとする。

3 乙の会員薬局等は、前項に定めるもののほか、災害の状況に応じ、甲の要請により医薬品（一般用医薬品及び医療用医薬品）及び衛生資材等を優先的に甲へ供出するものとする。

### 【調剤費】

第9条 救護所における調剤費は、無料とする。

2 後方薬局における調剤費は、原則として患者負担とする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、その法律の定めるところによる。

### 【費用弁償等】

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の派遣に伴うもの

ア 医療救護班の派遣に要する人件費及び諸経費

イ 医療救護班が携行した医薬品、衛生資材等を使用した場合の実費

ウ 医療救護班が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 防災訓練時における医療救護活動に伴う前号に定める経費

2 前項の規定による費用弁償等の額については実費弁償によるものを除き、甲、乙協議のうえ、別に定めるものとする。

### 【医事紛争の措置】

第11条 この協定により実施した医療救護活動に関して、患者との間に医事紛争が発生した場合、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

### 【防災訓練】

第12条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するものとする。

る。

【実施細目】

第13条 この協定を実施するため甲乙協議して実施細目を定めるものとする。

【協議】

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

【有効期限】

第15条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成17年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了前1月前までに甲、乙いずれからも何らの意志表示もないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成16年3月24日

甲 札幌市中央区北1条西2丁目  
札幌市  
札幌市長 上田 文雄

乙 札幌市豊平区平岸1条8丁目  
社団法人 札幌薬剤師会  
会 長 東洋 彰宏

## 札幌市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定実施細目書

札幌市（以下「甲」という。）と社団法人札幌薬剤師会（以下「乙」という。）とは、平成16年3月24日、甲乙間で締結した札幌市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第13条に基づき、次のとおり実施細目を定める。

### 【薬剤師の要請】

- 第1条 協定書第2条の規定による要請は、災害時における医療救護活動の協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するため文書により難しい場合は、電話、ファクス等で行うものとする。
- 2 甲は、前項ただし書の規定により要請した場合、乙に対し、速やかに文書を交付するものとする。

### 【医療救護活動の報告と費用弁償等の請求】

- 第2条 乙は、協定書第10条の定めによる費用弁償等の請求については、医療救護活動終了後速やかに、次の各号の規定により一括して甲に報告、請求するものとする。
- (1) 医療救護班派遣にかかる費用弁償は、費用弁償等請求書（様式第2号）に各薬剤師ごとの医療救護班活動報告書（様式第3号）及び医療救護班調剤及び服薬指導等記録（様式第4号）を添えて請求するものとする。
  - (2) 医療救護班が携行した医薬品（一般用医薬品及び医療用医薬品）、衛生資材等を使用した場合の実費弁償は、前号に掲げる様式のほか、医薬品、衛生資材等使用報告書（様式第5号）を添えて請求するものとする。
  - (3) 医療救護班が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、速やかに事故報告書（様式第6号）及び医療救護活動に係わる事故等の概要（様式第7号）により報告するものとする。
  - (4) 甲が実施する防災訓練に参加する医療救護班にかかる費用弁償等については、前各号の規定を準用するものとする。
  - (5) 前各号に定めるもののほか、医療救護活動のために必要となる様式については、災害救助法施行細則（昭和31年北海道規則第142号）に定める様式を準用するものとする。

### 【医療救護従事者の費用弁償】

- 第3条 協定書第10条第1項に規定する経費の費用弁償の額は、北海道災害救助法施行細則（昭和31年北海道規則第142号）第37条の規定を準用する。

### 【費用弁償等の支払い】

- 第4条 甲は、第2条の規定より報告及び請求された費用弁償請求の内容が適当であると認めるときは、速やかに乙に支払うものとする。



### 【扶助費】

第5条 協定書第10条第1項第1号ウに定める扶助費の額は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に準ずるものとする。

### 【防災訓練参加費】

第6条 協定書第10条第1項第2号に定める防災訓練時における医療救護活動に伴う経費のうち人件費の額は、前3条に規定する額と同額とする。

### 【未収金の処理】

第7条 甲は、災害時の医療救護活動にかかる調剤費の未収が生じたときは、支払い義務者に対する調査を行ったうえ支払不能の事情が判明した場合は、当該未収金につき支払い義務者に代わって支払うものとする。

### 【医事紛争の責任】

第8条 協定書第11条における医事紛争のその後の処理及びすべての賠償は、甲の責任においてこれを行い、乙又は医療救護活動に従事した者（以下「丙」という。）は故意又は著しく重大な過失がない限り責を負わないものとする。

2 甲は、医事紛争において乙又は丙が自ら処理し出損したときは、乙又は丙に故意又は著しく重大な過失が存する場合を除き、その求償に応じなければならない。

### 【医事紛争に関わる損害補償】

第9条 協定書第11条における医事紛争に関連して、乙又は丙が開業上の損害を被った場合は、甲は、損害を補償し、又はそのおそれがあるときは、防止するための措置を講ずるものとする。ただし、乙又は丙に故意又は著しく重大な過失が存する場合は、この限りではない。

2 乙又は丙が損害賠償の訴えを提起された場合は、甲は、訴訟参加等によって乙又は丙に全面的に協力するものとする。

3 前項の場合において、弁護士費用その他当該訴訟等に要した費用は、甲が負担するものとする。ただし、乙又は丙に故意又は著しく重大な過失が存する場合は、この限りではない。

### 【協議】

第10条 この細目に定めのない事項又はこの細目について疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

### 【有効期限】

第11条 この細目の有効期限は、細目締結の日から平成17年3月31日までとする。ただし、この細目の有効期間終了前1月前までに甲、乙いずれからも何らの意志表示もないときは、期間終了の日の翌日から1年間この細目を更新するものとし、以後も同様とする。

この細目の締結を証するため、本細目書を2通作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成16年3月24日

甲 札幌市中央区北1条西2丁目  
札幌市  
札幌市長 上田 文雄

乙 札幌市豊平区平岸1条8丁目  
社団法人 札幌薬剤師会  
会 長 東洋 彰宏

## 札幌市地域防災計画に基づく災害時における医薬品等の供給等に関する協定書

札幌市（以下「甲」という。）と北海道医薬品卸商業組合（以下「乙」という。）とは、大規模な災害が発生した場合の災害時における医薬品等の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

### 【目的】

第1条 この協定は、札幌市内に地震、豪雨、豪雪、その他の異常な自然現象又は大規模な爆発、テロ、その他の大規模な事故により生ずる災害が発生した場合に、甲と乙とが相互に協力して、災害時における医薬品等の供給等に関する事項について定めるものとする。

### 【協力事項の発動】

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が札幌市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

### 【協力の要請】

第3条 災害時において甲が緊急に医薬品等を必要とするときは、甲は、乙に対して乙の会員各社が保有する医薬品等の供給について協力を要請することができるものとする。

### 【要請手続等】

第4条 甲の乙に対する要請手続は、実施細目で定める様式の文書をもって行うこととする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要請し、事後、実施細目で定める文書を提出するものとする。

2 乙は、前条の規定による協力を実施するため、乙の会員各社についての緊急時連絡網等を策定し、甲に提出するものとする。

3 乙は、前項の規定に基づき策定した緊急時連絡網等の内容を変更したときは、変更事項を速やかに甲に提出するものとする。

### 【協力の実施】

第5条 乙の会員各社は、前条の規定により、甲から要請を受けたときは、本来の業務等に支障をきたさない範囲で、保有する医薬品等の供給及び運搬等に対し、積極的に協力するよう努めるものとする。ただし、災害が本市を含む広域に及んだ場合の医薬品等の供給については、乙は甲に対して他の市町村に優先することを証するものではない。

### 【費用の負担】

第6条 乙の会員各社が供給した医薬品等に係る費用については、甲が負担するものとする。

### 【費用の請求】

第7条 前項に規定する費用については、乙の会員各社が医薬品等の供給及び運搬を終了した後、乙の会員各社が作成した納品書等を添付の上、乙が甲あてに一括請求するものとする。

**【費用の決定】**

第8条 甲が負担する費用は、災害発生時直前における適正価格等を基準として甲乙協議の上で決定するものとする。

**【広域的な支援体制の強化】**

第9条 乙の会員各社は、自社の道内及び道外の店舗等と連携を図り、災害時における支援体制の強化に努めるものとする。

**【法令の遵守】**

第10条 この協定の施行にあたって、甲乙双方は、関係法令の規定を遵守するものとする。

**【協議】**

第11条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとする。

**【実施細目】**

第12条 この協定の実施に関し、必要な細部手続き及び改正等については、双方協議して実施細目に定めるものとする。

**【有効期限】**

第13条 この協定の有効期限は、協定締結の日から翌年3月31日までとし、甲又は乙が文書をもって協定破棄の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成17年12月16日

甲 札幌市中央区北1条西2丁目  
札幌市  
札幌市長 上田 文雄

乙 札幌市中央区北4条西17丁目  
北海道医薬品卸商業組合  
理事長 師尾 純一

## 札幌市地域防災計画に基づく災害時における医薬品等の供給等に関する協定実施細目書

札幌市（以下「甲」という。）と北海道医薬品卸商業組合（以下「乙」という。）は、平成17年12月16日付けをもって締結した「札幌市地域防災計画に基づく災害時における医薬品等の供給等に関する協定」（以下「協定」という。）第12条に基づき、協定実施細目を次のとおり定める。

### 【要請手続】

- 第1条 協定書第2条の規定による要請は、災害時における医薬品等の供給等協力要請書（様式1）により行うものとする。ただし、緊急を要するため文書により難しい場合は、電話、ファクス等で行うものとする。
- 2 甲は、前項ただし書の規定により要請した場合、乙に対し、速やかに文書を交付するものとする。
- 3 甲、乙双方で実務連絡責任者を定めることとし、甲にあっては、札幌市保健所医務薬事課、乙にあっては、協定書第4条に規定する緊急連絡網等に明記するものとする。

### 【医薬品等の範囲】

- 第2条 協定書第3条の規定による医薬品等の範囲は、北海道が構築している「災害時医薬品等供給体制」（平成11年11月から施行）で指定する「災害時備蓄医薬品等の品目」を除くものとする。ただし、特別な理由がある場合は、この限りではない。

### 【費用の請求】

- 第3条 乙の会員各社は、協定書第6条に規定している費用について、当該協力終了後速やかに請求するものとする。
- 2 前項の請求は、請求書に災害時における医薬品等の供給等状況報告書（様式2）等を添付して行うものとする。

### 【費用弁償等の支払い】

- 第4条 甲は、前条の規定より報告及び請求された費用弁償請求の内容が適当であると認めるときは、速やかに乙の会員各社に支払うものとする。

### 【協議】

- 第5条 この細目に定めのない事項又はこの細目について疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

### 【有効期限】

- 第6条 この細目の有効期限は、協定締結の日から翌年3月31日までとし、甲又は乙が文書をもって協定破棄の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成17年12月16日

甲 札幌市中央区北1条西2丁目  
札幌市  
札幌市長 上田 文雄

乙 札幌市中央区北4条西17丁目  
北海道医薬品卸商業組合  
理事長 師尾 純一

## 災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定書

札幌市（以下「甲」という。）と公益社団法人北海道柔道整復師会札幌ブロック（以下「乙」という。）は、災害時における柔道整復師の救護活動について、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、甲の地域に災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙が相互に協力して被災者の救護活動を実施するために必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この協定における災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に規定する災害をいう。

### （業務の範囲）

第3条 甲の要請により乙が行う業務は、次の各号のとおりとする。

- （1）柔道整復師救護班の編成及び派遣
- （2）災害現場等に設置する救護所、その他甲が指示する場所において、被災者に対する柔道整復の施術（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）及び被災者に対する応急手当に必要な労務の提供
- （3）前号の業務の実施に係る衛生材料等の提供

### （指揮命令）

第4条 柔道整復師救護班に対する指揮命令及び救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

### （施術料）

第5条 第3条第2号に規定する被災者に対する施術料は無料とする。

### （要請の手続等）

第6条 甲は、業務を要請する場合、災害時業務協力要請書（別記第1号様式、以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、要請書の提出が困難な場合は、口頭で要請できるものとし、その後速やかに要請書を提出するものとする。

### （業務の実施）

第7条 乙は、甲の要請に基づく業務を実施する場合、やむを得ない事情がない限り、甲以外の依頼による業務に優先して実施するものとする。

2 乙は、業務の公益性を考慮し、次の各号の事項に留意するものとする。

- （1）地域住民、特に被災者に配慮した適切な方法で実施すること。

- (2) 業務の実施にあたっては、法令の順守及び個人情報の保護を徹底すること。
- (3) 業務の実施に際し疑義が生じた場合は、独自に判断せず甲の指示を仰ぐこと。

#### (業務報告)

第8条 乙は、業務が完了した場合、災害時協力業務実施報告書（別記第2号様式、以下「報告書」という。）を甲に提出するものとする。

2 前項による報告書には、甲が別に指示する資料を添付しなければならない。

#### (体制の構築)

第9条 乙は、甲が要請する業務を迅速かつ円滑に実施できるよう、非常時の体制を構築し、平常時から業務に従事する者等に十分な周知を図るものとする。

2 乙は、前項の体制について次の各号の書類を作成し、甲に提出するものとする。

- (1) 非常時の連絡網
- (2) 非常時の人員体制
- (3) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、構築された体制がさらに強化されるよう訓練や研修等に努めるとともに、業務に従事する者に対し、防災に関する資格の取得を推奨し、支援するよう努めるものとする。

#### (損害の負担)

第10条 乙が実施した第3条の業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して決定するものとする。

#### (災害補償)

第11条 乙が実施した第3条の業務に従事した乙の会員が、その業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、または死亡した場合の災害補償については、乙の使用者責任において行うものとする。

#### (協議)

第12条 この協定に定めのない事項について、またはこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

#### (有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示もないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。



平成29年 7月28日

甲 札幌市中央区北1条西2丁目  
札幌市  
市長 秋元 克広

乙 札幌市中央区大通西18丁目  
公益社団法人北海道柔道整復師会札幌ブロック  
会長 土屋 淳